

第二次湖南省環境基本計画策定方針案について

I. 第二次湖南省環境基本計画策定について

■環境基本計画とは

環境基本計画は、環境基本法第36条に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本市では、平成21年（2009年）9月に「湖南省環境基本計画」を策定しています。

（参考資料2）

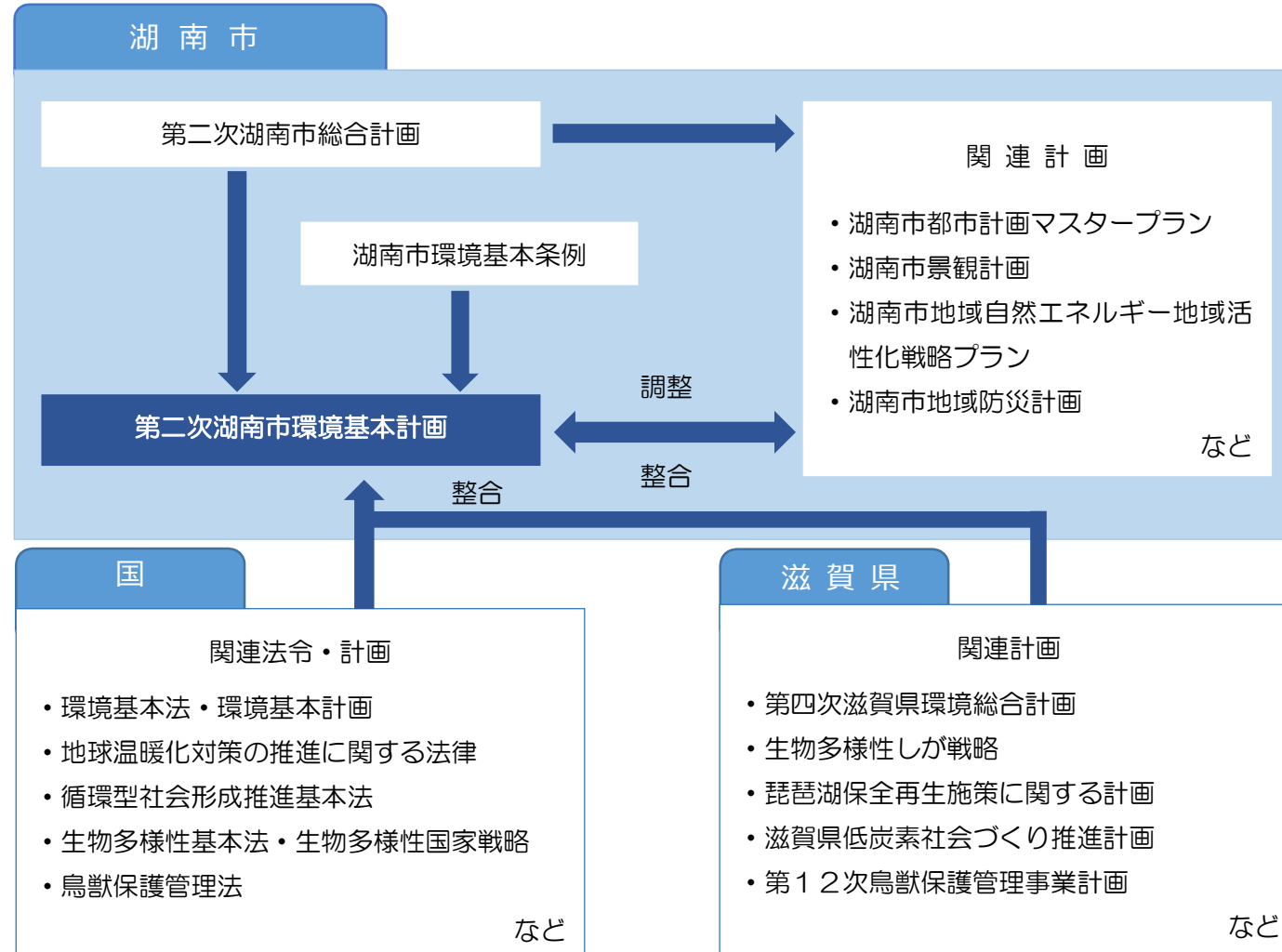
■計画の見直しについて

廃棄物の不法投棄などの身近な問題や生物多様性の喪失、地球温暖化対策の新たな枠組みとしてパリ協定が発効するなど環境問題とその対策をめぐる状況は日々変化しています。

また、現行の計画が平成30年度（2018年度）に計画期間の満了を迎えること、そしてこれらの環境問題とその対策を考慮するため、新たな計画「第二次湖南省環境基本計画」の策定を行います。

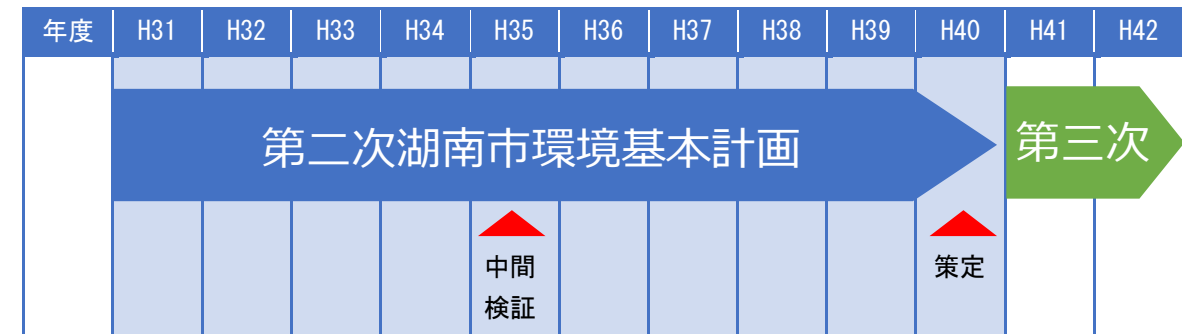
■計画の位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、第二次湖南省総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられています。また、関連計画を環境保全などの視点から調節し、整合を図る役割も持っています。



■計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とし、計画期間を前期と後期に分け、前期は平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。



■計画の対象

(1) 環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は次のとおりです。

項目	内容
自然環境	南北の山系（阿星・岩根）、里地里山、河川、生物多様性（動植物） など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土・地下水、有機化学物質、環境美化 など
快適環境	公園緑地、水辺環境、景観、歴史・文化財 など
地球環境	資源循環（廃棄物・エネルギー）、河川を軸として琵琶湖へと連なる流域のつながり（水循環）、地球温暖化 など
人づくり	環境教育、環境活動、情報発信 など

(2) 主体とその役割

主体	役割
市民 来訪者	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において環境にやさしい行動を実践するよう努めます。 市が行う環境の保全に関する施策に積極的に参加し、環境負荷の少ない社会の形成に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動が環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境負荷を少なくするよう努めます。 市が行う環境の保全に関する施策に積極的に参加し、環境負荷の少ない社会の形成に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の視点を重視した事業を実施します。 市民と事業者へ環境に関する情報の発信、学習による意識の向上を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、市自ら率先して環境への負荷の少ない行動・取組みを推進します。

■計画策定のスケジュール

（参考資料3）

II. 環境像と施策の体系（案）

本計画の「環境像」と「環境像」を実現するための「施策の体系」は以下のとおりです。目指す環境の未来の姿（環境像）は現行計画から変わらないため現行計画を踏襲し、基本目標及び施策の方向性、施策については現状と課題を踏まえて見直しを行いました。

